

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見書

氏名	井坂 洋士		
住所	〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 かわさき市民活動センター レターケース5号 持続可能な地域交通を考える会		
所属	持続可能な地域交通を考える会		
電話番号	070-5546-4772	電子メールアドレス	isaka@sltc.jp
意見	<p>1. 改正案中 326 の 2-A・B の「歩道、自転車道又は自転車歩行者道」の部分を削除し、単に「道路」とすること。 当該標識や同様の標示等を自転車歩行者道（以降「自歩道」とする）に設置・標示等する場合は、同時に車道（左側端）にも設置・標示等を併設するよう指導すること。</p> <p>2. 警察および道路管理者は、「自転車安全利用五則」に示される、一「自転車は、車道が原則、歩道は例外」、二「車道は左側を通行」、三「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」を警察官に厳格に遵守させるとともに、道路利用者が遵守しやすいように道路構造および規制を実施すること。「自転車は車道が原則」に反する道路整備および規制等を行わないこと。</p>		
意見の理由	<p>1. 自転車の左側通行原則を周知する標識・標示等の制定には賛成であるが、それ以前に自転車は車道走行が原則であり、歩道通行は例外措置でしか無い。しかし当該標識等が歩道や自歩道に表示されることになれば、道路利用者に自転車は歩道走行が原則であるかのような誤解を生じさせ、<u>自転車を歩道に誘導する結果になりかねない。歩道上での自転車が当事者となる事故が社会問題化している</u>昨今、本改正案の目的である「事故の危険性を減少させ」るどころか、むしろ本改正により自転車対歩行者の事故危険性を増長させるおそれがある。</p> <p>また、歩道はそもそも一部の例外を除いて自転車通行禁止の場所であり、そうした場所に本件意匠（青背景に自転車の形）の標識を設置可能にする措置は、道路利用者に誤解を与えかねず極めて不適切である。</p> <p>ついては、本規定は歩道・自歩道を除外するか、本命令に示す標識を自歩道に設置する際には同時に車道左側端にも同様の標識・標示類を設けることを要する規定に変更すべきである。</p> <p>2. 平成 19 年 7 月 10 日に内閣府交通対策本部が決定し、国民に広報啓発されている「自転車安全利用五則」の第一号に示される通り、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」であるが、その決定より 4 年が経過した今なお、警察官が率先して自転車で歩道走行しているなど、行政監督機関が自ら遵守できていない状況にある。こうした状況は早急に改善されるよう求める。</p> <p>また、国土交通省および地方自治体の道路管理者においては、自転車を安易に歩道に誘導するような道路構造や標示を濫用している状況にある（右写真に 2010 年設置箇所の例）が、こうした構造や標示は廃し、自転車は車道走行が原則であることを道路利用者の誰が見ても分かるような道路構造・標識・標示に改めるよう、道路構造令その他を改正する等の措置を行うことを求めるものである。</p>		

